

一般社団法人和歌山県サッカー協会後援名義規程

【通則】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下、「本協会」という。）が、他の所管に属する事業に対して、後援名義を交付することに関し、必要な事項を定める。

【後援の対象】

第2条 一般社団法人和歌山県サッカー協会会長（以下、「会長」という。）は、対象となる事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義を交付することができる。

- (1) 和歌山県内のサッカー競技等、全体の振興に寄与すると認められるもの。
- (2) 和歌山県内の青少年の健全育成、社会福祉の増進及び国際交流の推進等に寄与すると認められるもの。
- (3) 地域のサッカー競技等の振興に寄与すると認められるもの。
- (4) 前3号のほか、定款第4条の目的に沿うと認められるもの。

【後援の効力】

第3条 後援名義は、前条に規定する事業に対し精神的支援を行うものであり、後援事業への経済的負担並びに後援事業における事故発生時の責任等に関する一切の責任を負わないものとする。

【申請手続】

第4条 後援名義の交付を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、当該事業の実施要項、収支予算書とともに後援名義申請書（様式1）に申請料を添えて会長に提出しなければならない。なお、申請料は下表の通りとするが、理事会が認めた場合は、この限りではない。

【交付決定の通知】

第5条 会長は、前条の規定による後援名義申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、後援名義交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

【申請内容の変更】

第6条 申請者は申請書提出後、または後援名義交付決定通知書を受領後に、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ文書により会長に申し出てその承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする部分が些細なものであると認められるときはこの限りではない。

【実績報告】

第7条 申請者は、当該事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内に実施報告書を会長に提出しなければならない。

【委任】

第8条 この規程に定めのない事項に関しては、理事会で決定する。

【改廃】

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

【附則】

- 1 この規程は平成22年6月1日から施行する。
- 1 この規程は平成24年6月1日から施行する。

(一社) 和歌山県サッカー協会

[別表：後援名義使用申請料]

申請事業規模	関係団体	関係団体以外
1,000,000 円未満	0 円	10,000 円
1,000,000 円以上 5,000,000 円未満	0 円	50,000 円
5,000,000 円以上	10,000 円	100,000 円

※ 関係団体とは本協会会員、J F A、地域F A、都道府県F A、自治体、体育協会及びこれらに準じた団体とする。

(一社) 和歌山県サッカー協会

(様式1) 後援名義申請書

年 月 日

一般社団法人和歌山県サッカー協会
会 長 平 越 孝 哉 様

申請者 住 所

団体名

代表者

TEL

後 援 名 義 使 用 に つ い て (申 請)

このことについて、次の条件を承諾のうえ申請いたします。

記

1 対象事業名

2 添付書類

- (1) 事業実施要項または事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他参考となる資料

3 誓約事項

- (1) 後援名義は、申請事業に対し精神的支援を要請するものであり、申請事業への経済的負担は一切求めません。
- (2) 申請事業において事故等が発生した場合、申請者において一切の責任を負担し、貴協会に対して一切ご迷惑をお掛けしません。
- (3) 申請書提出後、または後援名義交付決定通知書を受領後に、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ文書により貴協会に申し出てその承認を受けます。
- (4) 申請事業終了後、1ヶ月以内に実施報告書を貴協会に提出いたします。